



森林の立木を伐採する ときには届出が必要です

1. 伐採及び伐採後の造林の 届出制度とは

森林は、林産物の供給、水源の涵養、山地災害の防止などの多面的な機能があり、私たちの生活にたくさんのお恩恵をもたらしています。これら森林の持っている多面的な機能を高度に発揮させるための適正な森林施業を確保する観点から、森林の伐採及び伐採後の造林が、市町村森林整備計画に適合して適切に行われているかを確認するために、森林法の規定に基づき、事前に届出していただくものです。

2. 対象となる森林

保安林などを除く民有林
(地域森林計画の対象森林)
保安林については、県への伐採許可申請などが必要となります。

3. 手続き方法

(1) 届出対象者
森林所有者や立木を買い受けた方など、立木の伐採について権限を有する方となります。

① 自分で、あるいは請負によつて伐採する場合は、森林所有者
林所有者

② 伐採業者などが森林所有者から立木を買い受けて伐採する場合は、森林所有者と
買い受け人の連名

(2) 届出期間及び届出先
伐採を始める90日から30日前までに伐採する森林がある市町村長に届出をしてください。

森林の所有者 届出制度のお知らせ

1. 届出対象者

個人・法人を問わず、売買や相続などで森林の土地を新たに取得した方は、面積にかかわらず届出をしなければなりません。ただし、国土利用計画法に基づく土地売買契約の届出を提出している方は対象外です。

2. 届出期間及び届出先

土地の所有者となった日から90日以内に、取得した土地のある市町村長に届出をしてください。

3. 届出事項

届出書には、届出者と前所有者の住所氏名、所有者となった年月日、所有権移転の原因、土地の所在場所・面積とともに、土地の用途などを記載します。添付書類として、登記事項証明書又は土地売買契約書など権利を取得したことが分かる書類の写し、土地の位置を示す図面が必要です。

問い合わせ

届出を要しない場合や事後届出の場合もあります。また、所定の届出様式がありますので、詳しくは左記にお問い合わせください。

吾北総合支所森林政策課
☎ 867-2322
産業経済課
☎ 893-1115
本川総合支所産業建設課
☎ 869-2115



「いの町地域づくり推進 事業」を募集します

募集の趣旨

町の歴史、伝統、文化、産業などの地域資源をいかし、独創的、個性的な地域づくりを推進するための事業を実施する町内の団体に予算の範囲内で補助金を交付します。
募集期間
5月1日(水)～5月17日(金)
(土、日、祝日を除く。)

補助対象団体

町民又は町内に居住する者が主体となって運営されている団体

補助対象事業

団体が自主的に行い、地域づくりに結びつく次に掲げる事業

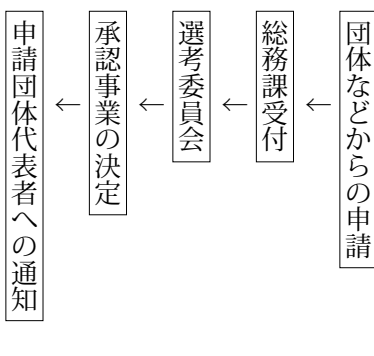
- (1) 人材育成のための事業
- (2) 伝統・文化継承のための事業
- (3) 地場産業育成のための事業
- (4) コミュニティ育成のための事業

(5) その他、地域づくりに関し町長が特に必要と認めた事業

※国、県の補助対象事業、施設整備などのハード事業及び視察・大会等への参加を主たる目的とした事業は対象となりません。
補助対象経費
事業の実施に要する経費

※団体の構成員に対する人件費、謝金及び飲食に係る経費は対象なりません。
事業承認申請
補助金の交付を受けようとする場合は、事業承認申請書の提出が必要です。提出された申請事業の内容を選考委員会で審査し、承認事業を決定します。

申請から決定までの流れ



問い合わせ
総務課

☎ 893-1113